

厚生労働省審議会傍聴報告

厚生科学審議会感染症部会の委員会「第3回麻しん・風しんに関する小委員会」が平成30年5月11日(金)に開催され、審議および報告が行われました。本委員会では、沖縄県や愛知県で起きている麻しんの流行が東京に拡大したことが確認されるなど、全国で本年の患者数が100人以上となっていることから、乳幼児や妊婦などが感染した場合のリスクが高いとして、医療機関や保育施設で従事している関係者に積極的にワクチン接種することなどが検討されました。今後、児童福祉施設や医療機関に対し関係者の予防接種を徹底通知するとともに、麻しん予防指針に盛り込まれることになっています。

○麻しん・風しんに関する特定感染症予防指針の見直しについて

1) 麻しんについて

麻しんの排除状態

- ・平成27年3月27日、WHOより、日本は排除状態にあると認定された。
排除状態とは；適切なサーベイランスの下、土着株による麻しんの感染が3年間確認されないこと、または遺伝子解析によりそのことが示唆されること。
- ・麻しん発生報告の年次推移；平成27年 35例、平成28年 159例、平成29年 189例、平成30年5月2日現在 102例

2) 沖縄県における麻しん集団発生の状況(5月10日時点)

- ・初発例は台湾から沖縄への観光客(30代男性)が接触した人や、施設を利用した人たちから麻しん発症例が報告された。(5月8日までに92例)。その後、沖縄推定感染地とする麻しん患者が、愛知県、東京都で報告された。
- ・4月26日には、GWにあたり人の移動が活発になることを踏まえ、注意喚起の通知を发出し、海外渡航者への注意喚起を含めて、自治体や関係省庁に周知徹底。
- ・本事例の特徴：初発例が海外からの帰国者でなく、旅行者であること。初発例が感染期間に観光地や大型商業施設を利用したこと。沖縄県は全都道府県のうち定期予防接種が最も低いため、感染の危険性が高いことである。

3) 麻しんの対策に使用するワクチン等について

- ・麻しんに関する特定感染症予防指針(平成19年厚生労働省告示第422号)によると、「感染力が非常に強い麻しん対策として、最も有効なのは、その発生の予防である。」「麻しんの接種に用いるワクチンは、風しん対策の観点も考慮し、原則として、麻しん・風しん混合ワクチンとするものとする。」となっており、
- ・現在もこの指針で接種している麻しん・風しん混合ワクチンについて、需給状況の見込みについて、全国的にワクチン不足は生じない見込みである。

○麻しん・風しん指針改正の方向性(案)

改正の主なポイント

①定期予防接種実施率向上に向けた対策の強化

- ・都道府県に設置されている麻しん風しん対策会議は、各市町村の接種率を評価し、第1期・第2期それぞれの接種率が95%になるように提言を行う。

②児童福祉施設、医療機関等における対策の強化

- ・麻しん・風しん指針両方において、0歳児や予防接種不可能な者に接する機会が多い者に対し、特に強く予防接種を推奨する旨の記載を追加してはどうか。

③輸入症例への対策の強化

- ・麻しん、風しん指針両方において、海外からの渡航者と接する機会が多い職業(空港の従業員等)に対する予防接種を推奨するとともに、海外に渡航する者等のうち、罹患歴又は予防接種が明らかでない者に対し、予防接種を推奨する趣旨の記載を追加してはどうか。

④風しん抗体検査から予防接種への結びつけ

約9割の自治体で風しん抗体検査が行われているものの、自治体アンケートによると、助成事業で行った抗体検査結果を把握している自治体は75%であり、その中では、風しんの抗体検査でワクチン接種が必要とは判断された者のうち、予防接種を受けているのは約1/3にとどまっている。風しん指針において、「抗体検査の結果、陰性又は判定保留の結果が出た場合に、確実に予防接種に結びつけることが重要である」趣旨の記載を追加してはどうか。

○まとめと今後の予定

以上の意見等を踏まえ、近く、自治体に通知するほか、数回の委員会を経て本年度中に麻しん・風しんの予防指針の改正を行う。

本審議の内容の詳細については、小児科臨床 71 巻第 7 号に掲載しています。

本件の関わる資料の詳細は厚生労働省ホームページ参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000205817.html>

(編集部)

厚生労働省審議会傍聴報告

第 33 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会 平成 29 年度第 11 回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会が平成 30 年 2 月 19 日(月)に開催され、審議および報告が行われました。

平成 25 年 4 月 1 日に予防接種法が改正されるとともに、予防接種の副反応状況について、法律で医療機関に報告が義務付けられました。これに伴い、同年、本部会(予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会)が設置され、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策調査会と合同開催されています。以来、主として、比較的同時接種が行われるワクチン、比較的単独接種が行われるワクチンの副反応報告に分けて、それぞれ定期的(4 カ月ごと)に厚労省が副反応をまとめたものが本部会で専門的、科学的な観点から検討されています。今回は、比較的同時接種が行われるワクチンの審議が行われました。

議題

1. 審議事項

○下記ワクチン(比較的同時接種が行われるワクチン)の平成 29 年 7 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日まで報告分の副反応疑い報告と審議

- ①百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(DPT)
- ②ジフテリア破傷風混合トキソイドワクチン(DT)
- ③ジフテリアトキソイド
- ④破傷風トキソイド
- ⑤不活化ポリオワクチン
- ⑥百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ 4 種混合ワクチン
- ⑦13 価肺炎球菌ワクチン
- ⑧ヒブワクチン
- ⑨BCG ワクチン
- ⑩日本脳炎ワクチン
- ⑪B 型肝炎ワクチン
- ⑫経口生ヒトロタウイルスワクチン
- ⑬5 価経口生ロタウイルスワクチン

上記のワクチンについて、接種可能なべ人数、企業からの副反応報告、医療機関からの副反応報告と報告頻度、医療機関の重篤症例とその転帰、アナフィラキシー症例、死亡症例がある場合はその詳細の追跡結果などの報告がされました。その副反応報告で、安全性に重大な懸念は認められるかどうか審議されました。

2. 報告事項

① HPV ワクチンに係る診療体制における協力医療機関等を受診している方を対象とした調査研究（症例フォローアップ調査）について—調査分析結果—

② HPV ワクチンに関するリーフレットの公表（平成 30 年 1 月 18 日）

本副反応部会の提案をふまえ、下記の 3 種類のパンフレットが配布されました。厚労省の HP に掲載されると同時に学校、医師会、関連学会などに広く知らしめるとのこと。

・ HPV ワクチンの接種を検討しているお子様と保護者の方へ

ワクチンの「意義・効果」と「接種後に起こりえる症状」について確認し、検討してください。

・ HPV ワクチンを受けるお子様と保護者の方へ

ワクチンを受けた後は、体調に変化がないか十分に注意してください。

もしも、気になる体調変化があった場合は、このリーフレットを参考に、医師等に相談してください。

・ HPV ワクチン接種に当たって医療従事者の方へ

HPV ワクチン接種に当たっての情報提供について

本審議の内容の詳細については、小児科臨床 71 巻 6 号に掲載しています。

本件の関わる資料の詳細は厚生労働省ホームページ参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000194490.html>

(編集部)